

## 令和5年第4回佐伯市教育委員会会議録

- 1 日 時 令和5年3月24日(金)  
開会 15時 閉会 16時10分
- 2 場 所 佐伯教育市民ホール「まな美」 第1市民活動室
- 3 出席者の氏名  
教育長 宗岡 功  
委 員 岩佐 礼子 委 員 平井 國政  
委 員 小寺 香里 委 員 山口 清一郎
- 4 事務局  
教育部長 渡邊 和彦  
教育総務課長(以下「教総課長」という。) 久々宮 克也  
学校教育課長(以下「学教課長」という。) 石井 睦基  
学校教育課学校指導係総括主幹(以下「学教総括」という。) 柳井 慎也  
学校教育課学校指導係副主幹(以下「学教副主幹」という。) 矢田 倫一  
社会教育課長(以下「社教課長」という。) 宮田 耕一  
社会教育課参事(以下「社教参事」という。) 吉武 牧子  
体育保健課長(以下「体保課長」という。) 川野 眞司  
本日の書記 総括主幹 御手洗 薫 副主幹 多田 健二
- 5 付議した議案 9件
- 6 報告事項等 1件
- 7 その他 0件
- 8 傍聴人 0人

### 開会・点呼

教育長 それでは、委員の出席確認をいたします。  
本日は、全委員が出席です。

教育長 ただいまから令和5年第4回教育委員会会議を開会します。

### 前回会議録の承認

教育長 前回の教育委員会会議の会議録の署名委員は、山口委員にお願いしたいと思います。  
また、今回の会議録の作成は、事務局職員の多田にお願いをいたします。

### 教育長の報告

・「佐伯市誌 上巻」の完成について

- ・佐伯城跡の史跡の指定について
- ・佐伯市立青山小学校について

## 会期の決定

教育長 本日の教育委員会会議は、お手元の次第のとおりです。会議の終了は、16時45分を予定しています。

教育長 はじめに、本会議は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により公開となります。

## 議 事

### 【議 案】

議案第9号 令和5年度佐伯市教育行政重点施策について

議案第10号 令和5年度学校教育指導方針について

議案第11号 佐伯市立中学校「制服の在り方」に関する基本方針の策定について

議案第12号 部落差別の解消の推進に関する社会教育基本方針の策定について

議案第13号 教育財産の取得の申出について

議案第14号 工事計画の決定について

議案第15号 佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正について

議案第16号 佐伯市史編さん基本方針の改定について

### 議案第9号 令和5年度佐伯市教育行政重点施策について

教育長 それでは、議案第9号令和5年度佐伯市教育行政重点施策について、久々宮教育総務課長が説明をいたします。

教総課長 私のほうから、令和5年度佐伯市教育行政重点施策について説明させていただきます。資料につきましては、別とじでイラストのついた「令和5年度佐伯市教育行政重点施策」を御覧ください。先に2月の教育委員会において承認をいただきましたさいき“まなび”プラン2023ですけれども、今3月議会で無事議決をいただきましたので、報告をさせていただきます。それを受けまして、令和5年度の佐伯市教育行政重点施策におきましても、新さいき“まなび”プランの重点施策を基に進めてまいり所存でございます。まず、1ページ目と2ページ目を御覧ください。今回のさいき“まなび”プランでは、これまでの基本目標、施策から、社会情勢や全庁的に取り組んでおりますオーガニックという視点を取り込み、向こう5年間を見据えた重点目標、施策としています。計画の目標が、「人が学び、人が生き、人が育つ持続可能な教育」の創造とし、基本目標をこれからの「オーガニックシティさいき」

を支える人づくりとしました。重点施策につきましては、7本ございまして、1として、子どもが授業に夢中になり、自ら学び共に学ぶ姿を目指し、授業づくり・授業改善に生き生きと取り組む教師・学校の実現、2として、子どもの居場所づくりの推進、3として、望ましい食生活と食習慣を身に付け、自らの健康を管理することのできる子どもの育成、4として、共生社会の形成を担う人材の育成と夢を抱く青少年の育成、5として、郷土の文化財や伝統文化の保存・継承と活躍の推進、6として、ライフステージに応じたスポーツの推進、7として、地域の特性に応じた教育による少子化への対応ということを定めております。それぞれの7項目について、2ページから6ページまでに載せております。全ての施策については、それぞれ現状と課題を洗い出した上で、これからの基本方向、主な取組を定め、目標達成に向けて取組を行ってまいります。具体的な内容につきましては、プランの策定時にも説明したものと同じですので、本日は細かい説明までは、割愛をさせていただきます。また、その施策に伴う予算につきましては、7ページ、それから8ページに掲載をしております。主なものでは、不登校対策というところの部分で施策2として、子どもの居場所づくりの推進ということで、3本の事業を挙げております。その3本の合計で2,741万6,000円を計上しております。それから、8ページ目にいきますと、国指定を受けましたので、施策5の郷土の文化財や伝統文化の保存・継承と活躍の推進のところ、1番上の旧佐伯文化会館跡地購入事業ということで、2億356万9,000円を計上しております。それから、施策7の地域の特性に応じた教育による少子化への対応ということで、今現在、広域になっており、スクールバスは13台稼働しておりますけれども、スクールバスそれからスクールタクシーを含めた運行事業費が今回初めて1億円を超え、1億51万1,000円を計上しており、こういった形で5年度予算を組み、進めていくということでありまして。

簡単ですけれども、教育行政の重点施策については、説明を終わらせていただきます。

教育長 先日教育委員さん方にも審議いただきました5年間のさいき“まなび”プランを基にして、来年度はどこに重点を置くかということで、まずはさいき“まなび”プランの中の重点目標、この7項目を重点施策として位置付けて、そして議会においても先日、予算承認を受けましたので、予算も載せて令和5年度は重点的にここに取り組んでいこうといった重点施策です。

御質問があるでしょうか、よろしく申し上げます。

岩佐委員 7ページですけれども、施策3の主要事業に地場産品活用推進事業とありますが、これは給食に関するものなのか、給食に有機米を使うことについては農政課の予算なのか、それをお伺いしたいと思います。

教総課長 これについては、おっしゃるとおり給食に係る分です。給食に有機食材を活用していこうということで、有機米にかかわらず有機野菜の購入の補助に充てるなど、これについては高いものですから給食費にはね返らないようにその分の補助も含め

た部分について事業構築をしていると思います。

教育長 よろしいですか。それでは議案第9号令和5年度佐伯市教育行政重点施策について、承認ということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第9号につきましては、提案のとおり承認いたします。

### 議案第10号 令和5年度学校教育指導方針について

教育長 それでは議案第10号令和5年度学校教育指導方針、今度は学校現場に対する指導方針です。柳井総括主幹が説明をします。

学教総括 それでは、議案資料2ページを御覧ください。

議案第10号令和5年度学校教育指導方針について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第7号学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めることの規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。理由は、令和5年度の本市の学校教育に係る指導方針を作成し、示すことにより、各小中学校の令和5年度の学校教育目標や学校運営方針に反映させる必要があるためです。

それでは、資料3ページを御覧ください。この方針は、第2次佐伯市総合計画、さいき“まなび”プラン2023(第2期佐伯市長期総合教育計画)及び令和5年度大分県教育委員会の重点方針を踏まえ、令和5年度の具体的取組及び重点を定めようとするものです。新しいさいき“まなび”プランでは、「人が学び、人が生き、人が育つ持続可能な教育」の創造を本計画の全体目標としています。そして、今までの基本目標に対して、教育委員会が改めて重点的に進めていく目標や急速な社会情勢の変化に対応するための新たな目標、これからの「オーガニックシティさいき」を支える人づくり～ふるさと佐伯を愛し、ユニバーサルな視野に立つ人材の育成～を重点目標とし、目標達成に向けて取り組む重点施策を7つ設定しております。また、本計画では、国連が掲げる持続可能な開発目標SDGsやさいきオーガニック憲章の達成につながる取組を推進していくこととしています。

次に本年度の重点について、3本を掲げております。まず、重点施策1の子どもが授業に夢中になり、自ら学び共に学ぶ姿を目指し、授業づくり・授業改善に生き生きと取り組む教師・学校の実現と、基本目標Iー基本施策1の確かな学力の育成において、「付きたい力を意識した密度の濃い授業」の実現に向けた単元構想に基づく授業改善の推進、学んだことを定着・習熟につなぐ指導と家庭学習の連動の充実です。1時間の授業だけでなく、一つの単元をとおしてどの時間にどんな力を身につけさせるのかを意識した授業改善を進めていくこと。それと、学んだことをしっかり定着・習熟できるよう、家庭学習と連動させていくといったものです。

続いて2点目です。重点施策2の子どもの居場所づくりの推進、基本目標Iー施

策5の生徒指導の充実におきまして、児童生徒の学校内外における居場所づくりの推進と自己肯定感を高める取組の充実であります。別室の設置や放課後の支援による学校内の居場所づくり、公民館や放課後児童クラブ等と連携した放課後や休日の居場所づくりを進めていくことと、分かりやすく誰にでも出番のある全員参加の授業づくりや自分も一人の人間として大切にされているという自己存在感を実感できる活動などを行い、自己肯定感の育成を図りたいと考えております。

3点目は、重点施策7、地域の特性に応じた教育による少子化への対応、基本目標Ⅱ－政策1、豊かな教育環境の整備におきまして、「カリキュラム表」を活用した教科横断的な視点等に立ったカリキュラム・マネジメントの実践と副読本を活用したふるさと教育の充実であります。「カリキュラム表」とは、各教科で行われる学習が1年間でどのように実施されるかを並べた一覧表であります。つながりのある学習内容を矢印で結び、SDGsやさいきオーガニック憲章の各種アイコンを位置づけることで、その関連についても分かるようにしております。各学校の教育目標の達成に向けて、いろいろな教科をつなげながら、どのように学びを進めていくのかということをも可視化し、俯瞰しながら、カリキュラム・マネジメントの推進を図りたいと考えております。二つ目の副読本につきましては、先日完成しました「ふるさとの先駆者」を活用して、ふるさと教育の充実を図ることとしております。各学校の教育課程に位置づけ、義務教育9年間で、11人の先駆者について必ず学習をし、ふるさとの佐伯の歴史や文化への理解を深めさせていきたいと考えております。

3の具体的な取組に関しましては、12の施策について柱となる取組を焦点化して学校に示し、子どもたちの力をつけていきたいと考えております。

以上で、議案第10号令和5年度学校教育指導方針についての説明を終わります。

教育長 毎年、学校現場に市としてのその年度の指導方針を示して、どこを具体的に進めるかということを示している部分であります。今年度は重点として3本、そして具体的取組はそこにあるとおりということであります。詳しい説明は省きますけれども、御覧いただいて、分からないところがあればお願いいたします。

小寺委員 具体的な印象で申し上げますと、私も保護者で、いろいろな式等で感想を持つんですけど、教科教育でせっかくこうあるといいよねということで、私生活、生活面であったりとか、例えば家庭科で気持ちのよい生活をしましょうという教科書で習うことが、やっぱり現実目の前にいる子どもたちの生活の中に、手を開いてみれば手が真っ黒であったりとか、ちょっと近づくと臭いがしてしまったりとか、そういったところで、せっかくの学習と家庭なんですけど、そういった現実の日常生活の子どもたちの姿がかけ離れている事例も、9割はできていても1割の児童生徒の中にはやっぱりいるっていうところで、これがそういった生徒指導などにやっぱり結びついてしまっているっていうことが、本当にちょっとしたほころびが、クラス全体の何か問題につながってしまっているのかなっていうのを日頃子どもを育てながら、学級の中のいろいろな子どもから伝わってくる話とかで見ることがあって、これから、重点目標っていうところにできたら保護者にも、こういったせっかくの子どもたち

が授業中に学ぶ、そういった生き方っていうところにもつながる学習を共有していけるような、そういった教育委員会からなのか学校からなのか、そういった取組もこれまでもされていると思うんですけど、評価していくと、いいのかなと思いました。

表現の自由とはいえ、やっぱりその場に合ったTPOとかですね、感じ取れる人間育成をしておかないと、やっぱり社会に出たときに、また、この佐伯市では通用することも、やっぱり社会に出ると通用しないことに出くわすこともあると思うので、あまり個人的な意見を押しつけるわけではないんですけども、やっぱり将来どんなふうにも子どもたちが生きていくための力を今どのようにつけておくべきかというのをやっぱり意識して、家庭にも働きかけられる取組もあるといいのかなと思いました。

学教課長 貴重な意見ありがとうございました。もちろん家庭教育との連動というのは、今の学校教育を進める上で必ず必要なものだというふうに思っています。基本的に学校教育指導方針なので、学校の中でどんなふうにも、教科研修を進めるのか、子どもたちの心の育成を図るのか、学校の中でのことについては示させていただいていますが、これを各学校がそれぞれの学校の実情に応じて、家庭とリンクした形で家庭のほうにも示していくという流れでつくっていきたいというふうに思っていますので、十分そこについては配慮させていただきたいと思います。ありがとうございました。

教育長 それでは、お諮りをします。議案第 10 号について、承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 ありがとうございました。それでは、議案第 10 号については提案のとおり承認いたします。

#### 議案第 11 号 佐伯市立中学校「制服の在り方」に関する基本方針の策定について

教育長 次に議案第 11 号佐伯市立中学校「制服の在り方」に関する基本方針の策定について、矢田指導主事が説明をします。

学教副主幹 それでは議案資料 4 ページを御覧ください。議案第 11 号佐伯市立中学校「制服の在り方」に関する基本方針の策定について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 7 号学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めることの規定に基づき、教育委員会の承認を求めます。

資料 5 ページを御覧ください。この方針は、令和 5 年 1 月 24 日に佐伯市立幼稚園及び小中学校教育問題検討協議会、中学校制服の選択制部会から教育長に提出され

た答申を踏まえ、これからの具体的取組を定めようとするものです。

まず、新しい制服の導入時期についてですが、令和7年4月を目標とします。制服を使用する児童生徒及び保護者の意見を十分に取り入れること、制服を扱う販売店の準備期間、在庫調整に配慮することとして、令和7年4月の導入を考えています。

次に販売価格と製造についてです。基本的な制服の仕様は統一し、メーカー間の競争を促し、現在の価格よりも下げること、かつ良質な製品が全てのメーカーから販売されるように考えています。

次に佐伯市版標準服についてです。市内12中学校統一型の制服とし、ブレザータイプとします。ボトムは、スカート、スラックスを選べるようにします。シャツは、カッターシャツかポロシャツとします。そして、児童生徒、保護者への配慮、機能性の向上、販売店への配慮をしながら、制服の詳細を決定していきたいと考えております。

資料6ページを御覧ください。最後に今後のスケジュールについてです。5月に業者への説明会を行い、佐伯市版の標準服の作成に取り掛かります。10月に制服のサンプル展示会を行い、児童生徒、保護者による投票を行った後、11月にマスターメーカーを決定します。令和6年1月に佐伯市版標準服のデザインを発表します。そこから全メーカーでの作成を進め、令和6年11月の完成を目指して取組を進めていきたいと考えています。

以上で議案第11号佐伯市立中学校「制服の在り方」に関する基本方針の策定についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明のありました議案について審議を行います。御質問、御意見のある方はお願いいたします。

平井委員 令和7年4月に入学する生徒から新しいものを着て、以前の生徒はそのままということでのよいのか。

教育長 そうです。

岩佐委員 ということは、同じ中学校で違う制服となるということですか。

教育長 同じ中学校で違う制服になります。

例えば令和7年4月以降でも以前の制服をもらっている場合は、当面の間それを着用することもできるのか。説明を少しお願いします。

学教副主幹 今のところ、まだ3年又は5年という形で猶予期間等を設定して、準備していたきたいと考えております。

平井委員 保護者への説明はするのですか。

学教副主幹 5月に校長会のほうに御説明して、またPTAのほうにもお知らせをして、各学校での準備を進めていただきたいと思いますと考えております。

学教課長 学校関係者、保護者、いろんな方々の御意見をアンケートで検討協議会のほうでとっていただきました。やはりもうブレザータイプで統一するという方向を求める声が非常に多かったというところもあるので、そういった総意のもとで、この方向でやらせていただきたいと思いますということでアナウンスをしていきたいと思っています。

岩佐委員 県内の他市町村でもこういう傾向が見られるということですが、大体、ほとんどの自治体がこういう方向で制服の見直しをしているのでしょうか。

学教副主幹 多くの自治体が、見直しを始めております。令和5年4月から4市町村、もう既に見直しというか、新しい制服が始まります。令和6年の4月には更に5市町増えて、来年、再来年で9市町村が見直しを図っております。

学教課長 岩佐委員が言われるように、見直しを図ることの背景には、一つはやはり性の多様性というところが非常にあるだろうというふうに思っています。ほとんどのところがやはり制服を男女兼用で着ることができるような形の選択肢を増やす方向で出してきました。制服を変えていく中で、詰襟やセーラー服を主流として変えていくというところに私はまだあったことがないので、もうほぼブレザータイプで男女兼用というような形の選択肢が持てるような流れがやっぱり全県的にあるだろうというふうに考えます。

小寺委員 ブレザータイプなので、基本系というのは、下がスラックスかスカートかっているのはあっても、上着はみんな統一になるのですよね。であれば、TPOに合わせて、子どもたちが自ら判断できるような力をつけるためにも、例えば入学式のときは統一でこの格好ということで、スラックスとスカート以外は揃えるってことはとてもいいことだと思います。

教育長 基本的にこの方針を決めるときに若干アンケートを保護者に取っていますが、その後方針部分についてはアンケートをしていないのですか。

学教副主幹 この方針が決まりましたら、現在の小学校4年生以下の保護者に意見を伺うような形で進めていきたいと思っております。

小寺委員 アンケートで反対意見とかもあったのですか。

学教副主幹 昨年の5月、6月に、5年生、6年生、中学1、2年生の子どもたちと保護者にアンケートを取りました。やはり今のままがよいといった声も少数ですけどありま

した。しかし、先ほど課長が申し上げましたが、6割を超える声が、やはり見直し、特にブレザー型にという形の声がありました。

小寺委員 反対された方の理由が、もしありましたら教えてください。

学教副主幹 すみません。詳細なデータを持ち合わせていないのですが、やはり昔からあるこのデザインがよいといったことが書かれておりましたし、自由記述欄に書かれているのがかなり少なかったのですが、やはり昔からの制服ということで愛着と申しますか、そういったところでの記述、意見をいただきました。

学教課長 一方で、もちろんもう制服はなくてもいいのではないかという御意見もあるわけです。ただ、やはり保護者負担を軽減するというような考え方からすると、やはり制服があるということが一つ保護者負担の軽減につながるだろうというところと、多様性はどういうふうに配慮していくかということを考えていくときに、ブレザータイプを選択していくことが、より多くの子どもたちに認められる形ができるのではないかというふうに教育委員会としても判断をしています。

教育長 それでは方針ということで、基本的には令和7年4月を目標としながら、後はメーカーにこちらから仕様を示してやっていくと。途中、保護者の意見、4年生以下の意見をお伺いするというので、若干修正になる可能性もありますけれども、基本的には、こういった形で進めていただくということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 もう早いところはあるみたいですけど、やはりウクライナとかコロナとかで3か月ぐらいで制服が出来上がっていたところが、今は10か月以上掛かると。それで、最初は本市においても令和6年4月を目標にしていたのですが、メーカーと話をすると、やはりそこは厳しいということになりましたので、早く令和7年4月ということになりました。

それでは議案第11号については、提案どおり承認といたします。

## 議案第12号 部落差別の解消の推進に関する社会教育基本方針の策定について

教育長 次に議案第12号部落差別の解消の推進に関する社会教育基本方針の策定について、宮田社会教育課長から説明いたします。

社教課長 それでは、議案第12号部落差別の解消の推進に関する社会教育基本方針の策定について説明させていただきます。

部落差別は、我が国特有の重大な人権問題であります。平成28年には、部落差別の解消の推進に関する法律、いわゆる部落差別解消推進法が施行され、現在もなお

部落差別が存在することやその解消が重要な課題であることが明記されるとともに、地方公共団体は地域の実情に応じ、部落差別解消のため、必要な教育啓発を行うよう努めるとしております。社会教育課では、職員を対象とした研修や地区公民館で行う人権学習等の場で、市民を対象に教育、啓発を行っておりますが、いまだに法律の存在を知らない市民も多いと思われる状況にあります。また、インターネット上でも、部落差別を助長するような書き込みが大量に流れている現実もあります。そこで部落差別解消を目的とした人権教育を推進するための社会教育の基本方針を今回定めるものであります。社会教育基本方針案ですが、五つの大きな柱を定めております。

一つ目が、推進体制の充実。これは、社会教育における部落差別解消に向けた取組を行うため、大分県社会人権教育部落差別解消推進協議会等と連携を強めるなど推進体制の充実を図ります。

二つ目が、部落差別解消に向けた職員研修の充実。部落差別の解消に向けた職員研修を年間計画に位置付け、研修を実施します。また、部落差別の解消に関する深い理解と正しい認識を持ち、熱意と実践力のある職員の育成に努めてまいります。

三つ目が、部落差別の解消に向けた学びの充実。これは公民館等の社会教育施設で実施する人権学習講座等におきまして、部落差別についての認識を深めるための学習機会の拡充に努めていきます。また、実施に当たっては、福祉保健企画課や各振興局等と連携するなど、より多くの市民の参加機会をつくるよう工夫に努めてまいります。そして、学校とPTAが共同で行う人権学習に対する講師料の助成や学校の照会に対する講師情報の提供を行うなど、学校教育と連携した学びの機会の拡充に努めてまいります。

四つ目が、部落差別の解消のための啓発の充実。市民が部落差別の解消を自分の問題としてとらえることができるよう、地域で実施される各種行事等の機会をとらえ、啓発事業に取り組むよう努めていきます。また、佐伯市人権・部落差別解消教育研究会をはじめ人権に関係する市内の様々な団体等が一堂に会する佐伯市じんけん「協働」ネットワーク会議を毎年開催し、情報交換を行うとともに、交流を深めることにより、地域や企業、団体等の組織を通じた啓発事業に取り組むよう努めてまいります。

最後五つ目ですが、地域の実情に応じた取組の充実。住民の人権意識調査を定期的実施し、地域の実態を的確に把握するとともに、課題を明らかにし、部落差別の解消に向けた取組を推進してまいります。

以上で説明を終わります。

教育長 御質問、御意見、よろしく申し上げます。

岩佐委員 私も教育委員として、実は今の部落差別の実態もよく知らないし、佐伯市でどういう課題がまだ残っているのかも知らないの、できたら教育委員も含めて、そういう学びの場を提供していただければと思います。そういうことを聞かれたときに応えられるようにと思います。

社教課長 ありがとうございます。

社会教育課では、毎年、フィールドワークといいまして、実際現地に行って、そのコーディネーターの説明を受けるといった事業を年1回ですけど、行っております。そういうありがたいお声を聞きましたので、ぜひ5年度については、教育委員の方々にもお声掛けさせていただきたいと思います。

教育長 フィールドワークもそうですけど、佐伯市の現状というか実態というか、そのことについて教育委員会の中で、年間を通して時間が取れば、この中でも講師等選定して、行ってみたいなというふうに思います。ありがとうございます。

ほかにございますか。

教育長 ほかになければお諮りしたいと思います。議案第12号について、提案どおり承認ということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 ありがとうございます。それでは原案のとおり、承認いたします。

#### 議案第13号 教育財産の取得の申出について

教育長 次に、議案第13号教育財産の取得の申出について、続いて宮田社会教育課長から説明をいたします。

社教課長 議案第13号教育財産の取得の申出について御説明させていただきます。

今回の議案は、旧佐伯文化会館跡地の土地購入に係る土地取得の申出の承認を求めるものであります。取得の申出をする財産につきましては、所在が佐伯市大手町1丁目79番1、地目は宅地、地積は8,691.65平方メートルとなります。

取得の目的につきましては、旧佐伯文化会館跡地を史跡「佐伯城跡」として保存活用するためであります。国の史跡として指定手続を進めてきた佐伯城跡は、令和4年12月に国の文化審議会により、国の史跡とするよう文部科学大臣に答申されていましたが、先ほど教育長からの説明にもありましたが、令和5年3月20日付けの官報告示で正式に国指定史跡となったところであります。以上で説明を終わります。

教育長 跡地の利活用のための取得の申出ということであります。予算的にも、もうついたということでもあります。質問等ございましたらお願いいたします。

教育長 今後のスケジュールが分かれば説明をお願いします。

社教課長　今回承認をいただきましたら、4月に仮契約の手続を進めてまいります。そして、6月議会に土地購入の議案を提出いたしまして、議決されましたら、所有権移転を行いまして、手続が終わり次第、購入費を支払うようなスケジュールで考えております。以上です。

教育長　ありがとうございました。それでは議案第13号については、承認ということよろしいでしょうか。

各委員　（全委員から「はい」との同意あり。）

教育長　議案第13号については、提案のとおり承認いたします。

### 議案第14号 工事計画の決定について

教育長　続いて議案第14号工事計画の決定について、久々宮教育総務課長から説明します。

教総課長　議案第14号工事計画の決定について、説明させていただきます。議案資料の13ページを御覧ください。

この議案につきましては、令和5年度に実施する1件1,000万円以上の工事の計画を決定するに当たり、教育委員会の承認を得ようとするものであります。令和5年度に予定しています1,000万円以上の工事につきましては、資料の14ページを御覧ください。令和5年度につきましては、そこに記載のある4件の工事を予定しております。

1件目は、下堅田小学校施設整備事業であります。工事概要は、経年劣化した屋上防水層の改善のため、屋上防水層の改修工事を行うものであります。予算額は1,760万円で、工事期間は令和5年6月から同年9月までを予定しており、施行は夏休み期間中に実施する予定としております。

2件目は、学校給食調理場長寿命化事業であります。工事概要は、老朽化した設備の更新を行い、施設の長寿命化を図るため、令和5年度は佐伯市剣崎学校給食センターの蒸気配管改修工事を行うものであります。予算額は2,000万円で、工事期間は令和5年5月下旬から同年9月までを予定しております。

3件目は、市民総合プール大規模改修事業であります。工事概要は、佐伯市総合運動公園内の市民総合プールのプール棟内部改修工事を行うものであります。予算は4,130万円で、工事期間は令和5年9月から令和6年2月までを予定しております。

最後4件目は、総合体育館改修事業であります。工事概要は、経年劣化した屋上の耐久性の向上、延命対策のため、防水改修工事を行うものであります。予算額は1,800万7,000円で、工事期間は令和5年9月から令和6年1月中旬までを予定しております。

以上で、議案第 14 号工事計画の決定についての説明を終わります。

教育長 ただいま説明ありました議案について審議を行います。御質問、御意見ある方は  
お願いをいたします。

山口委員 総合体育館はどここの体育館ですか。

体保課長 総合体育館につきましては、総合運動公園内にある佐伯中央病院アリーナです。  
こちらになります。

山口委員 築何年ですか。

体保課長 正確な年数は分からないのですが、総合体育館はメインアリーナ、サブアリーナ  
二つあるのですが、どうしても建物の屋根がアリーナ一つごとにそれぞれ屋根がか  
かっておりまして、その接合部分、その両アリーナのちょうど通路になる部分、こ  
この上の部分が陸屋根になっており、どうしてもその部分が雨漏りをしてしまう  
ということで、今回改修をさせていただくといった内容になっております。

教育長 それでは議案第 14 号の承認についてお諮りをいたします。提案のとおり承認と  
いうことでよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第 14 号については、提案のとおり承認といたします。

体保課長 先ほど山口委員さんから御質問のあった総合運動公園の体育館の築年数ですが、  
平成 19 年度に建てられておりまして、約 15 年経過している状況になっております。  
以上です。

### 議案第 15 号 佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改正に ついて

教育長 次に議案第 15 号佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の一  
部改正について、続いて久々宮教育総務課長が説明します。

教総課長 議案第 15 号佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程の一部改  
正について説明させていただきます。議案の 15 ページをお開きください。

今回の改正は、佐伯市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規程中、期  
末手当に係る支給割合と給料表の改定を行うものです。佐伯市教育委員会会計年度  
任用職員の任用等に関する規程における給料表は、行政職給料表の 1 級に準じたも  
のとなっているため、一般職員の給料表が変わることから、改定を行うこととなり

ます。改定後の給料表については、16 ページから 19 ページまでに記載しておりであります。

1 点目の期末手当の支給割合につきましては、20 ページをお開きください。第 18 条で、期末手当の基礎となる額に 1 月分の支給割合を乗じて算定していたものを本市の一般職員との均衡を図るために 1.2 月分へ改定をするものです。これにより、夏冬合わせて、2 月分だったものが 2.4 月分の支給となります。簡単な例で言いますと、年間 26 万円から 31 万 2,000 円に増額となります。

2 点目の給料表の改定につきましては、人事院勧告による一般職員の給与改定を受け、それに応じた給料表へと規定を改定するものです。今回の改定では、教育委員会会計年度任用職員の全ての職において増額という形になります。一般的な事務職では、日額が 6,900 円から 7,090 円へ、3 パーセント弱の増額となり、ほかの職でも最低 1.7 パーセントの増額が見込まれています。以上です。

教育長 審議を行います。御質問、御意見のある方はよろしく申し上げます。

教育長 お諮りいたします。提案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 それでは議案第 15 号については、提案のとおり承認といたします。

#### 議案第 16 号 佐伯市史編さん基本方針の改定について

教育長 議案第 16 号佐伯市史編さん基本方針の決定について、吉武参事から説明します。せっかくですので、この市誌を見る時間を少し説明もいただきながら、お願いしたいと思います。

社教参事 議案第 16 号佐伯市史編さん基本方針の改定について、御説明いたします。議案資料の 26 ページを御覧ください。

本件につきましては、市史編さん事業に係る審議等を行う機関である佐伯市史編さん委員会において、同改定案が承認されましたので、議案として上程いたします。28 ページと 29 ページを御覧ください。改定内容につきまして、一つ目は、構成内容の一部変更です。変更箇所は、赤字でお示ししております。変更の内容は、学校教育用ダイジェスト版の内容についてです。当初は小学校編と中学校編を別々に作成する予定でしたが、小・中学校編として 1 冊の冊子にまとめ、小学生から中学生まで、そして一般の方にも分かりやすい内容に変更するものです。

二つ目は、仕様の一部変更についてです。30 ページと 31 ページを御覧ください。仕様上中下巻の表紙につきまして、当初は表紙に市章を印刷する予定でしたが、市章を外すように変更するものです。また、学校教材用ダイジェスト版について、ページ数を 200 ページといたします。そして、製本の仕様を、単純に上製本としてお

りましたが、上製本の糸かがり、表紙PP加工と詳しい表記に変更いたしました。

三つ目は、編さんスケジュールについてです。32 ページから 35 ページまでを御覧ください。学校教材用ダイジェスト版の事業実施年度を変更するものです。当初計画では、学校教材用ダイジェスト版を令和4年度から6年度までの3か年で作成する計画でした。これを令和5年度から7年度までの3か年に変更いたします。令和5年度にダイジェスト版作成の部会を立ち上げ、掲載内容等の検討を行います。そして6年度に執筆編集、7年度に印刷を行い、販売、配布する計画です。

最後に四つ目は、編さん体制の変更についてです。36 ページと 37 ページを御覧ください。学校教材用ダイジェスト版の作成に伴い、当初予定しておりました小学校教育部会と中学校教育部会の二つの部会をダイジェスト版の内容改定により、教育部会として一つの部会とし、名称を変更するものです。

以上の4点が、市史編さん基本方針の改定内容です。なお、改定後の佐伯市史編さん基本方針につきましては、別冊にて添付しておりますので、御覧ください。

以上で議案第16号佐伯市史編さん基本方針の改定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。また今、御手元のほうに、この3月20日に納品されたばかりの佐伯市誌上巻のほうをお配りしております。完成版としては、600 ページを超える620 ページ余りのものとなりました。現況概要編と現代史編の2編から成っております。現代史編につきましては、佐伯市役所の職員の皆様方のお力も借りながら、執筆をしていただき、完成に何とかこぎ着けたという状況でございます。内容のほうを御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

教育長            ありがとうございました。

佐伯市史編さん基本方針は、佐伯市史編さん委員会の中で協議をされて、このように修正をするということであります。特に学校教材のダイジェスト版を小・中学校同じものにするということと、スケジュールが若干後ろ倒しになったといった部分が多いところだということであります。上巻については、スケジュールどおり出来上っております。御意見、御質問ありますでしょうか。

岩佐委員        ダイジェスト版を小・中学校一緒のものにするということですが、小学校で習う漢字には限界があると思うのですが、小学生で使う漢字に合わせるのか、それとも、それ以上の中学校で習う漢字も入れて振り仮名を付けることで解消しているのか、教えていただけますか。

社教参事        ありがとうございます。なるべく分かりやすく、優しい文字を使ってというところを考えておりますが、どうしても人名ですとか、専門用語のようなものについては、どうしても難解な漢字を使う場合もございます。そういうものについては、ルビを振って対応したいと考えております。

教育長            それでは議案第16号についてお諮りいたします。提案のとおり承認ということによろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 議案第 16 号については、提案のとおり承認します。

【報告】

報告第 1 号 佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について

報告第 1 号 佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について

教育長 報告第 1 号佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について、事務局から説明をいたします。

事務局 資料の 38 ページをお開きください。報告第 1 号佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について、御説明します。佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について、佐伯市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により別紙のとおり処分したので、同条第 2 項の規定により報告し、教育委員会の承認を求めるものです。それぞれの規定につきましては、このページの下に記載していますので、御覧ください。それでは、人事異動の内容につきまして説明させていただきます。

= 佐伯市教育委員会事務局職員の人事異動について資料の説明 =

教育長 報告第 1 号の承認についてお諮りします。提案どおり承認ということよろしいでしょうか。

各委員 (全委員から「はい」との同意あり。)

教育長 報告第 1 号については、提案のとおり承認をいたします。

報告事項等

- ・次回教育委員会までの主要行事（スケジュール）について

教育長 以上で本日の第 4 回佐伯市教育委員会会議を閉会します。

終了 16 時 10 分